

みえるリハビリサービス利用規約契約約款 【現改比較表】

～2024年9月30日

2024年10月1日～

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

運動習慣獲得支援事業	自治体が主体となり提供する、又は自治体若しくは医療機関等の協力の上、当社が提供する、本サービスを利用して利用者の運動習慣の獲得を支援する事業をいいます。
施設番号	医療機関ごとに当社が払い出す、本サービスにおける識別番号をいいます。

第4条 本サービスの概要

本サービスは、利用者が利用者自身のスマートフォン又は当社が貸与するAndroidスマートフォンと、当社が貸与するhitoe®トランスミッターを用いて、自身の運動実施状況や運動強度、歩数の管理、ゲーミフィケーション要素を使った運動習慣の獲得、心不全手帳の記録などを行うことができるSaaS型サービスです。

5 利用者が本サービスを利用するために必要となる対応端末を含むあらゆる機器、ソフトウェア等、ならびに通信手段は、利用者等の費用負担と責任において設定及び準備するものとします。ただし、本サービスにて当社が貸与したAndroidスマートフォンを利用する場合を除きます。

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

運動習慣獲得支援事業	自治体若しくは法人が主体となり提供する、又は自治体、法人若しくは医療機関等の協力の上、当社が提供する、本サービスを利用して利用者の運動習慣の獲得を支援する事業をいいます。
法人	当社との間で本サービスの利用者への提供に関する契約を締結した者で、スマート行動変容サービスを利用して自己の施設番号に紐づけられた利用者のバイタルデータ等を取得又は閲覧する者をいいます。
施設番号	医療機関等や法人ごとに当社が払い出す、本サービスにおける識別番号をいいます。

第4条 本サービスの概要

本サービスは、利用者がhitoe®トランスミッター、スマートウォッチ、体重計や血圧計等（これらを総称し、以下「デバイス等」といいます。）を用いて、自身の運動実施状況や運動強度、歩数の管理、ゲーミフィケーション要素を使った運動習慣の獲得、心不全手帳の記録などを行うことができるSaaS型サービスです。

5 利用者が本サービスを利用するために必要となる対応端末を含むあらゆる機器、ソフトウェア等、ならびに通信手段は、本規約で特に定める場合を除き、利用者等の費用負担と責任において設定及び準備するものとします。

<p>第8条 <u>当社が行う利用契約の解約</u></p> <p>(4) 運動習慣獲得支援事業について自治体と当社との契約が終了したとき</p>	<p>第8条 <u>当社が行う利用契約の解約</u></p> <p>(4) 運動習慣獲得支援事業について自治体又は法人と当社との契約が終了したとき</p>
<p>第11条 <u>料金</u></p> <p>本サービスの料金は、無料とします。ただし、本サービスの利用に係わる通信料は利用者のご負担となります。また、本サービスは定期的に自動通信を行う場合があり、その際も通信料が発生いたします。</p>	<p>第11条 <u>利用料金</u></p> <p>本サービスを利用する対価として、利用者は、当社又は法人が別途定める利用料金の支払いを要します。</p> <p>2 利用者は、当社が本規約に基づいて本サービスの提供を開始した月から起算して、契約の解約があった日の当月末までの期間（提供を開始した月と解約又は廃止のあった月が同一の月である場合は1カ月間とします。）について、当社に対し利用料金の支払を要します。提供中断又は利用停止があった場合でも、利用者はその期間中の利用料金の支払いを要します。</p> <p>3 前項までの定めに関わらず、本サービスの利用に係わる通信料は利用者のご負担となります。また、本サービスは定期的に自動通信を行う場合があり、その際も通信料が発生いたします。</p>
<p>第13条 <u>個人情報等の取扱い</u></p> <p>2 前項のバイタルデータは、hitoe@トランスミッターを通じて取得します。</p> <p>4 当社は、当社取得データを、以下のとおり第三者に提供することがあり、利用者はこれに同意するものとします。</p> <p>(1) 当社は、利用者又は医療機関が利用者本人からの同意をもとに本サービスで設定したサポーターに対して、当社取得データを開示・提供します。</p> <p>(2) 当社は、利用者が本サービスの利用に関する紹介を受けた医療機関等にスマート行動変容サービスを通じて開示・提供します。</p> <p>(3) 統計情報や匿名加工情報等の個人を特定できない形で、研究で利用するため大学・研究機関等に開示・提供します。</p>	<p>第13条 <u>個人情報等の取扱い</u></p> <p>2 前項のバイタルデータは、デバイス等を通じて取得します。</p> <p>4 当社は、当社取得データを、以下のとおり第三者に提供することがあり、利用者はこれに同意するものとします。</p> <p>(1) 当社は、利用者、法人又は医療機関等が利用者本人からの同意をもとに本サービスで設定したサポーターに対して、当社取得データを開示・提供します。</p> <p>(2) 当社は、利用者が本サービスの利用に関する紹介を受けた医療機関等又は法人にスマート行動変容サービスを通じて開示・提供します。</p> <p>(3) 統計情報や匿名加工情報等の個人を特定できない形で、研究で利用するため大学・研究機関等に開示・提供します。</p>

<p>(4) 運動習慣獲得支援事業の効果測定のため、対象となる運動習慣獲得支援事業の自治体に対して開示・提供します。</p> <p>(5) 本条第3項第2号の目的のため、当社取得データを自治体に開示・提供します。</p>	<p>(4) 運動習慣獲得支援事業の効果測定のため、対象となる運動習慣獲得支援事業の自治体に対して開示・提供します。</p> <p>(5) 本条第3項第2号の目的のため、当社取得データを自治体に開示・提供します。</p>
<p>第7章 貸与物品の取扱い</p> <p>第15条 <u>貸与物品</u></p> <p>当社は、利用者に対して、当社が必要と判断した場合は、以下の物品（以下「貸与物品」といいます。）の無償貸与を行います。</p> <p>(1) hitoe®トランスミッターとその付属品</p> <p>(2) hitoe®ベルト</p>	<p>第7章 <u>デバイス等</u>の取扱い</p> <p>第15条 <u>デバイス等</u></p> <p>利用者が希望した場合、当社又は法人は提供可能なデバイス等の貸与を行います。デバイス等を有償又は無償で貸与するか、その他のデバイス等に関する本規約に定めのない事項については、利用者と当社又は法人との間で締結するデバイス等の貸与に関する契約の定めによるものとします。</p>
<p>第16条 <u>貸与期間</u></p> <p>貸与物品の貸与期間は、利用契約の終了までとします。</p> <p>2 利用者は当社より返却の依頼を受けた際は、当社指定の方法で、速やかに貸与物品の返却を行わなければならないものとします。</p>	<p>第16条 <u>貸与期間</u></p> <p>当社がデバイス等を貸与する場合、その貸与期間は、利用契約の終了までとします。</p> <p>2 <u>当社からデバイス等の貸与を受けた利用者（以下「借入者」といいます。）</u>は当社より返却の依頼を受けた際は、当社指定の方法で、速やかにデバイス等の返却を行わなければならないものとします。</p>
<p>第17条 <u>貸与物品の取扱い</u></p> <p>利用者は、貸与物品を受領次第、速やかに貸与物品の外観、動作、付属品の内容を確認するものとし、毀損、汚損、不具合、不足等の問題がある場合は、直ちに当社に申し出るものとします。貸与物品の受領から7日以内に当社に申し出がない場合、貸与物品等は不具合なく引き渡されたものとみなされます。</p> <p>2 利用者は細心の注意をもって貸与物品を取扱い、紛失、盗難、又は損傷などにより利用不能とならないようにする必要があります。利用者は貸与物品を紛失、盗難、又は損傷などにより利用不能となった場合、当社所定の方法により速やかに当社に申し出るものとします。</p>	<p>第17条 <u>デバイス等</u>の取扱い</p> <p><u>借入者</u>は、<u>デバイス等</u>を受領次第、速やかに<u>デバイス等</u>の外観、動作、付属品の内容を確認するものとし、毀損、汚損、不具合、不足等の問題がある場合は、直ちに当社に申し出るものとします。<u>デバイス等</u>の受領から7日以内に当社に申し出がない場合、<u>デバイス等</u>は不具合なく引き渡されたものとみなされます。</p> <p>2 <u>借入者</u>は細心の注意をもって<u>デバイス等</u>を取扱い、紛失、盗難、又は損傷などにより利用不能とならないようにする必要があります。<u>借入者</u>は、<u>デバイス等</u>を紛失、盗難、又は損傷などにより利用不能となった場合、当社所定の方法により速やかに当社に申し出るものとしま</p>

<p>3 利用者は、貸与物品を本サービスの利用の目的にのみ利用するものとし、改造、汚損、破損その他本サービスの目的にそぐわない態様での利用をしてはならないものとします。また、貸与物件を譲渡し、承継させ、転貸し、又は担保に供してはならないものとします。</p> <p>4 利用者の故意又は過失により故障、損傷し、又は利用不能となった場合には当社より損害賠償金を請求する場合があります。</p>	<p>す。</p> <p>3 借入者は、デバイス等を本サービスの利用の目的にのみ利用するものとし、改造、汚損、破損その他本サービスの目的にそぐわない態様での利用をしてはならないものとします。また、デバイス等を譲渡し、承継させ、転貸し、又は担保に供してはならないものとします。</p> <p>4 借入者の故意又は過失により故障、損傷し、又は利用不能となった場合には当社より損害賠償金を請求する場合があります。</p>
<p>第18条 <u>責任の制限</u></p> <p>本サービスに起因して利用者に生じた損害について、当社が負う責任は、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限ります。ただし、かかる損害が当社の故意又は重過失により生じた場合、本条は適用されません。</p>	<p>第18条 <u>責任の制限</u></p> <p>本サービスに起因して利用者に生じた損害について、当社が負う責任は、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限ります。</p> <p>2 前項により、当社が利用者に対し賠償責任を負う場合において、当社は、利用者に損害が生じた月の本サービスに係る月額利用料金（利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において利用者が利用している部分に係るものに限ります。）を上限として、その責任を負うものとします。ただし、かかる損害が当社の故意又は重過失により生じた場合、この限りではありません。</p>
<p>別紙 サービス機能仕様</p> <p>2. 動作環境</p> <p>以下のOSで動作するスマートフォン</p> <p>Android : 10.0以上</p> <p>※Androidタブレットは対応していません。</p> <p>※複数画面モデルや、折り畳みモデルなどは特殊画面形状の機種は対応していません。</p>	<p>別紙 サービス機能仕様</p> <p>2. 動作環境</p> <p>以下のOSで動作するスマートフォン</p> <p>Android : 10.0以上</p> <p>iOS : 16以上</p> <p>※Androidタブレットは対応していません。</p> <p>※複数画面モデルや、折り畳みモデルなどは特殊画面形状の機種は対応していません。</p>

附則（令和6年9月27日 SWBヘル第000400001603-01号）

（実施期日）この規約は、令和6年10月1日から実施します。